# デジタル原則策定等に向けた提言

令和3年12月22日 自由民主党行政改革推進本部

#### 1 はじめに

昨年 12 月、自民党行政改革推進本部は、デジタル社会構築に向けた中間報告を 政府に提出した。それ以降、本年9月1日にデジタル庁が設立され、岸田内閣発足後 にはデジタル臨時行政調査会(デジタル臨調)も設置されるなど、デジタル化推進の 体制強化が進んでいる。その一方、デジタル社会の更なる具現化に向けては、引き続 き既存の規制・行政構造等の改革が必要である。これまでデジタル政策について積極 的に議論・提言してきた自民党行政改革推進本部として、政府内でデジタル原則策 定をはじめとする議論が本格化するにあたり、以下を提言する。

#### 2 提言

### (1)「書面」や「対面」等を求めるルールの全面デジタル化/自動化原則の推進

現行制度で、「書面」や「対面」等を求める行政ルールについては、全面的なデジタル化/自動化を行うことを原則として具体的施策を進めるべきである。一部について「書面」や「対面」等を残すことは、行政窓口の二重化を招き、かえって行政効率を低下させることに繋がる。デジタルに不得手な国民にとっても利便性向上を実感できるよう、全面的に書面を廃止しつつも、行政窓口において行政職員が必要項目をデータベースに打ち込む住民に優しいシステムを採用している自治体も存在する。人口減少が進む中でも多様化する国民の行政へのニーズに応えられる適切な人材配置のためにも、デジタル化を行う制度ついては、100%デジタル化/自動化を原則とすべきである。

#### (2)官民及び産業間のシステム連携の強化

近年の新型コロナへの対応においては、政府と自治体における別々のデータ管理、あるいは、産業ごとに構築するシステムの分断等が課題として認識されることとなった。 国民生活の利便性を向上させるため、<u>政府と自治体、更には民間におけるデータの相互活用がなされるよう官民双方のシステムの相互運用性を高めるべき</u>であり、また、福祉、医療、教育等、分野ごとに構築されているシステムについても、可能な限りステークホルダーが共通活用できるデジタル基盤を構築すべきである。特に、行政サービスと国民の接点においては、国民によく使われている民間サービスとの連携を図ることが重要である。民間企業による既存のアプリなどを活用することは、素早く質の高い行政サービス提供に資するのみならず、民間企業の更なるサービスの向上と新たな産業 創出も促進するものである。

## (3)アジャイルな行政ガバナンス体制の確保

デジタル行政は、迅速に行動しつつ試行錯誤を繰り返して内容を改善していく、いわゆるアジャイルなプロセスが重要であり、そのための柔軟な行政ガバナンス設計を行うべきである。間違いをなくすことよりも、いかに早く問題点を指摘し、改正したかを評価する仕組みが重要であり、各省の政策評価において、そのような取組みが高く評価される制度設計は一案である。その際、アジャイルなプロセスについて、広く国民の理解を得られるようにすることも必要不可欠である。

また、政府や地方自治体をはじめ、その業務に関わるすべてのセクターにおけるアナログ的な働き方をデジタル化していくことに加え、各省においてデジタル人材の採用が促進され、デジタル化に資する貢献が省内で高く評価される人事評価システムの構築も定着させていくことが重要である。

### (4)権威性を持つ行政主体による全省庁一括での規制緩和の推進

デジタル化推進の構造改革を行う際には、<u>各省庁に個別に対応を迫るのではなく、たとえばデジタル庁やデジタル臨調事務局に対して各省庁に対する権威性を持たせた上で、全省庁一括で規制緩和が促される仕組みを確保すべき</u>である。規制緩和が重視される時代にあっても、規制ルールが増えている事実に鑑みれば、政府一括で大胆に規制の統廃合を進める体制が不可欠といえる。押印の廃止は、各省庁横断的で行ったことから、推進力が担保され、しかも各省庁単独で作業するよりも省力化が図られた好例である。今後、<u>デジタル庁等のとりまとめ機関において、各省庁の業務に精通した人材を業務量に見合った形で配置し、その権威性を担保</u>することで、政府一体としての取組みを推進することが必要である。

#### 3 おわりに

デジタル行政を推進する目的は、国民の利便性向上にほかならない。国民がデジタル化の恩恵を実感できる具体策が、更なるデジタル化を推進する好循環を創出していくためにも、行政窓口のみならず、公共施設や民間サービス等において幅広く国民がデジタル化の成功体験を得られることが重要である。そのために、自民党行政改革推進本部として、上記を提言し、政府の取組みを全力で後押ししていくとともに、今後、本来対面で行うべき業務がどうあるべきか等、令和の時代における行政のあり方について、抜本的に検討していくこととする。